

6. 中小企業政策

6-1 中小企業の政策推移

戦後日本経済の高度成長過程において、中小企業の演じた役割はきわめて多様である。戦後新たな競争基盤のもとで中堅企業の出現、専門企業の成長、下請企業の発達と組立機械工業発展などはその一例である。

日本はその国のなかで中小企業の数も、またその経済的な比重も高い国である。特に、製造業の中小企業の比率が西独とともに高く、かつ中小企業の絶対数がきわめて多い。また、流通業の店舗数と相対的に最も中小企業の多い国である。そのように規模が零細で国際的に見て相対的多数である中小企業の日本における存在は、しばしば日本経済の後進性の現れと見なされてきた。

しかし、今日ではこのような中小企業の存在は全体として、濃密な社会的分業のシステムの成熟と評価されるべきであろう。

それは、10本産業の国際競争力を支える効率的な企業規模分布の実現と見なされるべきなのである。

刮目な中小企業の成長は戦後経済民主化の改革、即ち「独占禁止法」「過度経済力集中排除法」による政策遂行にあたる中小企業庁の設立は私的独占の禁止と不当な取引制限の排除とにより確保される自由な競争経済のもとにおいて健全な中小企業を育成するという基本理念に基づいていたのである。

そのあと、経済発展段階に対応して変化したが、大きくわけて1955年までには弱者である中小企業保護政策、1955年以後60年末までには近代化政策が、70年代には産業政策的な次元に高度化、産業調整の対象になっている。

- ① 戦後から1955年度までの重要な政策は金融政策と組織化政策である。
- ② 50年代後半から60年代には中小企業の近代化政策が中心となっている。
- ③ 70年代以後の政策の中心は構造改善政策が中心となっている。

6-2 金融政策と組織化政策（1955年まで）

中小企業に対する金融政策は、中小企業金融専門の政府系金融機関の設立と信用補完制度の整備を中心に展開された。

(1) 国民金融公庫

国民金融公庫は、1949年国民金融公庫法によって設立される。

独立して事業を遂行する意思を持っていると同時に、適切な事業計画を持って事業遂行に努力している中小企業であって、銀行その他の一般の金融機関からの融資を受けることが困難で小口事業資金を必要とする者に貸付を行うことになっています。

貸付財源は、政府からの出資と財政投融资資金からの借入金です。

(2) 中小企業金融公庫（1953）

中小企業金融公庫は、中小企業の成長・発展を促進するため、設備資金長期運転資金を中小企業に融資することを目的に、中小企業金融公庫法に基づいて設立された金融機関で、全額が国の出資となっています。

貸付を行う資金源は、国からの出資金、資金運用部資金からの借入金のほか債券の発行により低利資金の導入が図られています。

(3) 中小企業金融機関の設立

中小企業者に対する金融の円滑化を図るため相互銀行法(1951年)に基づく相互銀行、信用金庫法(1951年)に基づく信用金庫、中小企業等協同組合法に基づく信用組合（商工組合中央金庫）の3種類の金融機関を中小企業金融の専門機関として設立される。

(4) 信用補完制度

中小企業の信用を補完するため、中小企業信用保険法(1950年)に基づき、中小企業者が民間金融機関から資金を借入する際に、信用保証協会が債務の保証を行い、この保証を中小企業信用保険公庫が保険するという仕組みです。

信用保証協会は、信用保証協会法(1953年)に基づいて特別な法人で中小企業金融政策の一翼をになう公共機関であり、国および地方公共団体が財政援助等を行っています。

中小企業信用保険公庫は、金融が政府出資であり、信用保証協会の保証債務についての保険業務と信用保証協会の保証業務に必要な資金の貸付を行うことを目的としたのです。

(5) 組織化の推進

中小企業者のための組織制度は、中小規模の事業者が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うための中小企業協同組合法(1949年)に基づく各種の組合、業界の改善発達を図るための中小企業団体の組織に関する法律(1957年)またはその他の法律による各種の組合があります。

6-3 中小企業近代化政策（1950年代後半から60年代）

その時期は、日本経済が高度成長の実績によって人力不足が示めしので中小企業も生産性を高めることを迫るものであった。

特に中小企業近代化のために重要な法律が制定され、産業政策的な次元に中小企業の政策が推進され、画期的な発展時期になっている。

1963年に中小企業基本法と中小企業近代化促進法の制定、中小企業指導法と中小企業投資育成株式会社法が制定される。

(1) 中小企業近代化のために、中小企業近代化促進法に基づく指定業種の近代化計画の策定と特定業種の近代化政策があります。

近代化促進法に基づく指定業種の指定要件としては、産業構造の高度化または国際競争

力の強化を図る必要がある業種に加えて、国民生活の向上を図る見地から、国民生活との関連性が高い業種を指定しています。

指定業種は、近代化計画を策定し（学識経験者による調査実施）中小企業近代化審議会の審議を経て、国が近代化計画を定めます。近代化計画にしたがって各種支援と助成措置が取られています。

具体的な内容は別表である。

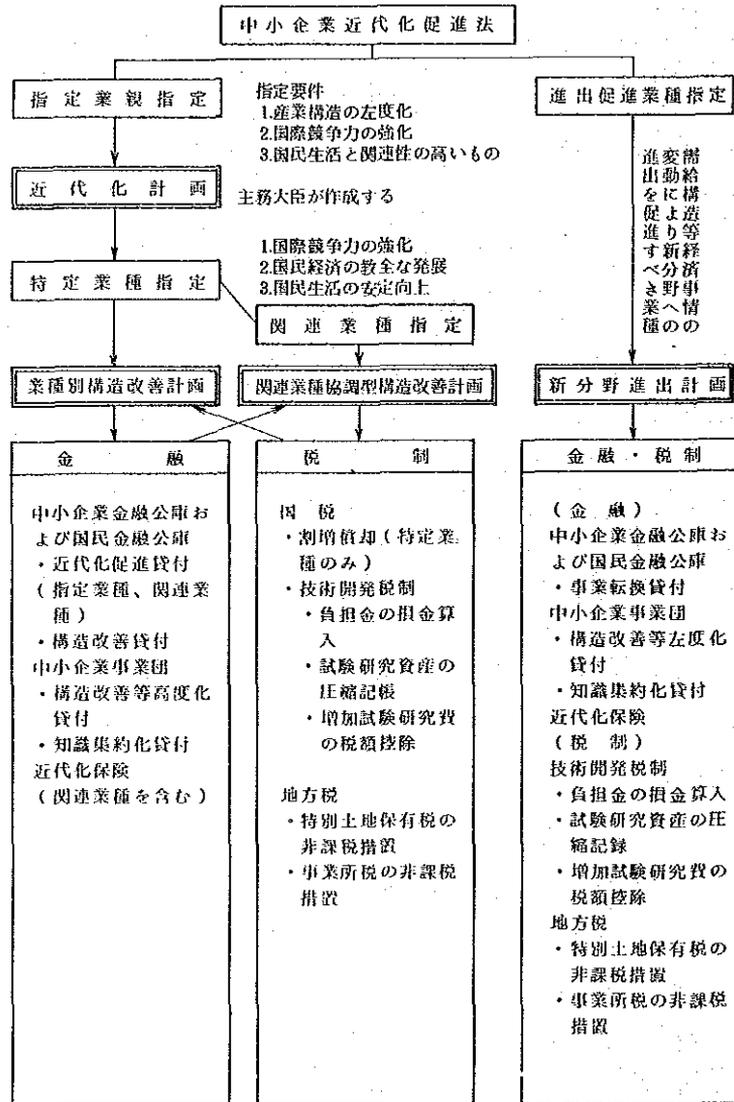


図5-2 中小企業近代化促進法に基づく各種対策と助成措置

(2) 中小企業診断・指導事業

中小企業の近代化・合理化を図るためには、中小企業者自らの自主的努力を助長することが最も重要であり、これが効果的に行われるよう適切に指導することが必要です。この

目的にそって診断・指導事業が体系的に整備され、本格的に実施されたのは、中小企業指導法（1968年）が制定されてからです。

中小企業指導法は、国、都道府県等および中小企業事業が行う中小企業指導事業を計画的かつ効率的に推進することにより、中小企業の経営管理の合理化および技術の向上を図り、もって中小企業の経営管理の合理化および技術の向上を図り、もって中小企業の振興に寄与することを目的としています。

現在、各都道府県等に中小企業総合指導所が設置されており、ここに経営に関する専門知識を有する職員が中小企業診断士として配置され、これらの中小企業診断士が必要に応じて、他の職員または民間専門家の協力を得て、診断・指導を実施しています。

この診断・指導事業の実施について、国は中小企業総合指導所および中小企業地域情報センターに対して事業費の援助や、診断・指導用機器購入費の援助を行うことにより推進を図っています。

診断の内容は、大きく一般診断と近代化促進診断に大別され、細かく省エネルギー診断、設備、経営診断等経済発展にしたがって広範囲な分野まで拡大してある。そのほかにも、経営管理者の研修、中小企業診断士の能力向上を図ることと診断士の登録制度を実施しています。

(3) 中小企業投資育成株式会社制度の導入

1963年に中小企業投資育成株式会社法を制定され、中小企業者の自己資本充実のために新株および転換社債を引受けるとともに経営、技術上のコンサルテーションをあわせて行い、中小企業者が株式市場への上場基準に達するまで育成するための機関として、中小企業投資育成株式会社法に基づいて設立されました。

新株の引受けと転換社債の引受け等を通じて中小企業者の自己資金増大を図課してある。

6-4 構造改善対策（1970年代以降）

高度化事業は、中小企業の経営環境の変化に対応する近代化・合理化の一つの施策として、中小企業の企業規模の適正化、事業の共同化、工場・店舗等の集団化事業の転換および小売商業における経営形態の近代化を図るための事業であり、現在、その推進は中小企業事業団法（1980年）に基づいて設立されている中小企業事業団と都道府県とが協力して行っています。

高度化事業は組合等により共同で行われることが条件となります。

高度化事業に係る融資は、中小企業事業団と都道府県の資金が一体となって、都道府県および事業団が承認した高度化事業について行われています。

そのほかにも、① 事業転換対策として、特定中小企業者事業転換対策臨時措置法により事業の転換を行う場合に事業転換計画を作成し、都道府県知事の承認を受けます。事業転換

に対する助成策としては金融・税制上の特別措置などが講じられております。

- ② 下請企業の振興策(下請中小企業振興法、1970年)と下請取引の適正化を図るため、下請代金支払遅延等防止法(1956年)および建設業法(1949年)に基づき、それぞれ新事業者および元請負人の不公正な取引行為が規制されています。
- ③ 技術振興のために技術指導、技術開発造成支援、技術者研修、技術移転交流、技術情報の提供が中小企業事業団によって行われています。
- ④ 連鎖倒産防止対策として、倒産関連特別保証制度と倒産防止共済制度が設けられています。

6-5 財政補助と投融資

中小企業者に対する資金援助対策は、民間金融機関の中小企業向け貸出資金の確保、政策金融の支援等は既述しています。

ここでは財政補助と財政投融資支援、政府系金融機関の支援推移をみれば一般会計予算中、中小企業対策費の比重は約0.6%(1980年)水準占める。また財政投融資中約19%が政策金融として中小企業向け融資財源となっている。

政府系中小金融機関が行う融資規模は12.6%(1980年)水準である。

表5-10 中小企業対策予算等の推移

年 度	1960	1965	1970	1975	1980
一般会計予算(A)(百万円)					
①中小企業近代化促進	1,475	5,141	3,710	5,467	8,147
②中小企業高度化	—	7,060	26,278	50,183	92,034
③中小企業指導事業	711 (403)	2,431 (1,743)	6,043 (4,081)	21,976 (16,894)	40,386 (31,247)
④金融対策	—	8,000 (—)	11,750 (—)	43,931 (16,531)	90,300 (18,400)
中小企業対策費計(その他を含む)	2,581	21,793	50,318	127,815	243,475
財政投融資(B)(億円)					
⑤中小企業金融公庫	315	1,043	2,263	5,830	15,265
⑥国民金融公庫	290	868	2,364	6,217	15,066
⑦商工組合中央金庫	30	134	122	473	723
⑧中小企業事業団	—	—	204	422	164
中小企業対策費計(その他を含む)	744	2,045	5,523	14,505	34,004
政府系中小金融機関の融資シェア(C)(%)					
⑨設備資金	29.0	19.5	17.9	21.7	20.1
⑩運転資金	5.2	6.2	6.6	10.2	10.3
設備・運転資金計	8.7	8.8	9.3	12.8	12.6

(A)(B)は大蔵省「国の予算」、(C)は日銀「経済統計月報」による。

1) ①の内訳は設備近代化補助、下請企業振興、中小商業・サービス近代化 ②は、中小企業事業団出資・補助。③は、小規模企業指導補助、診断・研修事業補助、技術指導・技術研究開発促進補助、組織化対策、④は、政府系中小金融3機関出資・補助・貸付金、信用保険公庫出資、信用保証補助。

2) ③の()内は、小規模事業対策の、④の()内は小企業経営改善資金融資制度の予算額。

3) 政府系中小金融3機関の融資シェアは、全金融機関の中小企業向け融資残高(年度末)に占める割合。

6-6 税制支援措置

- ① 特定中小企業者転換対策のために、試験研究賦課金の税額控除と円高に対応する欠損金の繰戻し還付
- ② 組織化推進のための措置として法人税と印紙税における特別措置
- ③ 設備投資促進および試験研究促進のための特別措置
 - 中小企業新技術体化投資促進税制
 - 中小企業技術開発促進
 - 高度化事業推進のための措置などがある。

6-7 下請政策

- (1) 日本において製造業分野の中小企業のうち65%は下請企業である。

1966年以降、重工業発展とともに下請中小企業数は増加傾向にあり、下請中小企業の80%は零細企業（従業者数10人未満）である。

業種別にみると、今日の日本産業の主力業種の大部分が下請制度と緊密に関連をもっている点は、日本の産業組織の一つの特徴である。

この下請制の特徴は、親企業と下請企業との取引は長期・継続的である点である。親企業による下請企業に対する機械の貸与、技術指導、資金援助といった指導は長期継続性を前提とするものである。

また下請構造が重層的構造をもっている、たとえば機械振興協会調査によると、自動車1社について1次下請企業が168社、2次が4,700社、3次が31,600社というケースにみられるように膨大なものとなっている。

- (2) 政府は下請企業が親企業から不当な取引することを規制する政策は、「下請代金支払遅延等防止法」等対策がとられていますけど、親企業自信が下請企業間の取引関係を合理的に設定維持している。

親企業の下請企業に対する指導・援助・情報提供という市場、新技術を伝授される反面、下請企業は専門的技術および特殊設備利用として品質、納期、価格等を安定的に対応できるからである。

政府も、機械工業振興臨時措置法及び電子工業振興臨時措置法によって下請企業に対して設備近代化助成の果たした役割が重要である。

表5-11 下請中小企業の実態

	下請中小企業数(百) ①	下請中小企業比率(%) ②	下請專業企業比率(%) ③
製 造 業			
1966	2,996	53.3	—
71	3,552	58.7	—
76	3,734	60.7	81.3
81	4,654	65.5	82.4
従業者規模別			
1～9	3,856	67.8	84.4
10～99	752	56.4	73.5
100～299	46	54.8	66.7
業 種 別			
食 料 品	135	17.5	38.1
織 維	836	84.9	94.2
衣服・その他の繊維品	409	86.6	91.0
木材・木製品	188	47.8	65.4
家具装備品	215	51.3	69.6
パルプ・紙・紙加工品	83	51.6	72.6
出版・印刷・同関連	272	59.0	62.5
化 学	18	38.5	53.6
石油製品・石炭製品	2	38.9	62.8
ゴ ム 製 品	55	71.8	86.9
なめし皮・同製品・毛皮	86	68.8	91.8
窯業・土石製品	107	36.6	71.5
鉄 鋼	59	72.0	73.1
非 鉄 金 属	47	73.6	79.5
金 属 製 品	675	78.6	79.7
一 般 機 械 器 具	524	84.1	84.0
電 気 機 械 器 具	273	85.3	88.6
輸 送 用 機 械 器 具	188	87.7	89.7
精 密 機 械 器 具	98	80.9	88.2
そ の 他 製 造 業	389	62.2	78.4

中小企業庁・通産省調査統計部「工業実態基本調査報告書」による。

①は、従業者数300人未満の企業で、下請取引を行っているもの。②は下請中小企業数の中小企業数に対する比率、下請專業企業とは製品販売額に占める下請金額の割合が80%以上の企業をいう。③は下請專業企業数の下請中小企業数に対する比率。

7. 農 業 政 策

7-1 日本農業の構造的特徴

日本農業の基本的な生産単位は、家族労働にたよる伝統的な小農経営である。

表に見るとおり、0.5ヘクタール未満の零細農家の比率がほぼ同じである反面に、1980年においても3ヘクタール以上の経営は全農家の4%以下である。

しかも、全期間を通じて1農家当り経営面積は平均で約1ヘクタールという零細規模であった。

表5-13 経営規模別農家数

(構成比：%、千戸)

	0.5 ha 未満	0.5 - 1.0 ha	1 - 2 ha	2 - 3 ha	3 - 5 ha	5 ha 以上	合計	平均 ha 1 戸
1930	34.3	34.3	22.1	5.7	2.3	1.3	5,511	1.1
1940	33.3	32.8	24.5	5.7	2.2	1.4	5,390	1.2
1950	41.0	32.0	21.7	3.4	1.2	6.8	6,176	1.0
1960	38.3	31.7	23.6	3.8	1.5	1.0	6,057	1.0
1970	38.0	30.2	24.1	4.8	1.7	1.3	5,342	1.1
1980	41.6	28.1	21.2	5.3	2.2	1.5	4,661	1.2

資料：加用信文「改正日本農業基礎統計」

生産物構造をみれば、耕種作物なかんずく米の比率が高く、畜産物の比重が低いことが特徴としてあげられよう。

高度成長の始まる1950年代後半までは、農業生産額中占める米の比率は50%近く、耕種作物をあわせれば80%を超えていた。

高度成長期に入ってから畜産物の需要が増え、総生産額に占める比率も急激に上昇しているが、1980年に至っても30%に達していない。

表5-14 農畜物作目別構成比推移(%)

	1955	1960	1965	1970	1975	1980	1984
耕種総合	87.3	82.4	77.9	75.6	71.8	67.9	71.2
米	52.7	48.5	43.8	38.3	38.3	30.1	33.7
麦類	8.7	5.8	3.1	1.1	0.6	1.6	1.6
野菜	6.3	8.3	11.8	15.7	16.2	18.5	18.2
果実	3.7	6.3	6.9	9.4	7.1	6.7	6.2
養蚕	—	3.1	2.4	2.5	1.6	1.5	0.8
畜産総合	9.7	14.5	19.7	1.9	25.9	29.9	27.3
生乳	—	2.6	3.8	5.0	5.2	6.6	6.4
鶏卵	—	5.0	6.3	5.8	5.3	5.6	4.5
牛	—	2.1	2.6	2.8	2.7	3.6	3.2
豚	—	3.0	4.6	5.5	8.1	8.1	7.6

資料：農林省「農林水産統計」

7-2 農業政策の時期別概視

日本農業は戦後、その産出規模、生産物構成、生産技術、農家の性格面に大きな変貌を遂げた。

このような変化を産業構造と雇用構造面からみると、1次産業の比重が1955年に各々23.1%、35.6%から1980年に3.6%、10.4%に低下される。

しかし雇用面には相対的に高い10.4%の人口が1次産業に従事したので、後述されるように農業生産性等の諸問題が惹起される。

表5-15 産業と雇用構造

	国民所得構成			就業人口構成		
	第1次産業	第2次産業	第3次産業	第1次産業	第2次産業	第3次産業
1955	23.1	28.6	48.3	35.6	26.7	37.7
1960	14.9	36.3	48.9	32.5	27.8	39.7
1965	11.2	35.8	53.0	25.5	31.6	42.9
1970	7.8	38.1	54.1	17.4	35.2	47.4
1975	5.5	37.3	57.2	12.7	35.2	52.1
1980	3.6	37.6	58.7	10.4	34.8	54.8

資料：農林省「農林水産統計」

戦後、日本農業の発展過程を時期別に区分して、発展の特徴を整理すれば、

- (1) 生産力低下と農地改革期(1946年～1951年)に、一人当り食糧消費カロリーは1946年に1,361水準しかなく、深刻な食糧難に直面させられた。

そのような状況下に1946年10月、自作農創設特別措置法と農地調整法改正によって農地改革が実施された。

そして小作農は29%から5%へ激減し、自作農は33%から63%へと増加した。

これによって、農家全般の経済を大いに改善し、多数の小規模農家を安定させるとともに農業生産向上の画期的な契機になった。

- (2) 生産水準の回復と制度、技術、組織面に新段階に至る時期である(1951年～1955年)、生産水準が戦前の正常的な水準まで増加し、また農業共済基金法、農林漁業公庫法が1953年に、農産物価格安定法、農業機械促進法(1953年)など重要な法律が制定される。

- (3) 日本経済の高度成長によって農業労働力の流出が始まる時期(1955年～1961年)に、農業機械化が進展して労働力および蓄力に対する代替が始まった。

また、所得増加によって消費構造変化に農業構造高度化が始まった。

- (4) 非農業部門の高い成長は、農業と非農業従事者の所得隔差が大きいので、これまで食糧

政策から農業政策として転換期に入った。(1961年～1965年)

1961年に新たな農業基本法を制定し、農業所得政策が本格的に推進される。

◎ 農業の発展と農業従事者の地位向上を図るために、

○ 農産物流通改善と価格安定対策の推進

◎ 農業の選択的拡大と農業構造の改善のために、

○ 農業経営規模の拡大と農業経営近代化対策を推進される。

また、農業構造改善事業促進対策要綱によって全国3,100個市町村で10カ年計画で構造改善事業を実施することになった。

実施地域で基幹作目の決定、土地基盤整備事業、共同利用近代化施設等の事業が推進されるのである。

(5) 1966年に米の生産が総需要を上回り、1968年以降、大量の政府古米在庫の発生を見ることなど、それまで潜在的にあった米の過剰問題が顕在化した時期である。(1965年～1970年)

米の生産が1955年代の後半は停滞気味であったが、米価が1961年に石当り一万円の大台に引き上げられてからは毎年大幅に引き上げられて、米偏重の価格支持政策がとられるので、毎年2,000千トンの余りの生産余剰が続いている。

(6) 1970年に米の生産調整のために、生産調整奨励金(キロ当り81円、10アール当り平均35千円)支払いによって転作政策が進んだ。

7-3 所得保障と農業保護政策

日本において農業保護政策が農政の中心となってきた。だが、農業保護政策は、多大の負担を消費者ならびに納税者に背負わせることになる。

日本が農業保護政策手段として、輸入保護措置、政府の直接価格措置、生産補助金の交付がある。

(1) 輸入を通じて保護と所得保障

米麦は食糧庁、バターや粉乳は畜産振興事業団、生糸は蚕糸糖類価格安定事業団、葉たばこは日本たばこ産業株式会社を通じ、その貿易は政府の直接管理下におかれてきた。

これら品目の農産物に対し輸入割当制度が適用されている。この制度では、輸入量の総枠が政府によって決定され、その枠内でそれぞれ一定量の輸入について許可を受けた個々の業者が輸入を行う。

輸入課徴金制度は、輸入の価格が一定水準を下回ったときその差額分をすべて課徴として徴収する。しかも課徴金からの収入を国内農業生産や農産物輸出への補助金に使う。

○ 蚕糸糖類価格安定事業団により徴収される品目は砂糖と生糸である。

○ 畜産振興事業団により徴収される品目は原料乳、指定乳製品、食肉等である。

上の保護制度は生産者の所得を保護するのではなく、価格安定の役割を遂行する。

(2) 価格支持制度

直接価格支持とは、政府が一定の価格もしくは一定の価格帯で農産物価格を維持する政策である。

その代表はいうまでもなく米価政策であるが、まず他農産物につきどのような価格支持政策がとられているかを概観しよう。

- 豚肉、酪農製品、生糸などの安定価格帯制度：価格が安定帯下限を下回れば国内生産品を買入れ、貯蔵し、緩衝在庫政策を併用している。不足分は財政負担となる。
- 砂糖：価格が政府の最低保証価格を下回れば政府が買入れを行い、その費用の一部は輸入糖に賦課した調整金と財政負担となる。
- 大豆：加工原料乳などは、政府の設定する目標価格より市場価格が下回る場合、その差分が政府から生産者に直接支払われる。（不足払い制度）

次に、食糧管理法に基づいて全量買入制度の建前のもとに事前売渡申込制度により、生産者の売渡申込みに応じて買入れを行なうとともに、配給および価格統制を行ない、麦についても支持価格による無制限買入れを行なう。

米価管理は食糧難の時代においては米価を抑圧し、高度成長の過程では産者価格の支持制度である。

米価支持は他の産物よりも保護が大きいため、過剰米が発生逆に生産減量調整制度が導入される。

政府の買入れは生産量の50%以上であるので、過剰米の処分に（輸出、飼料等）売買過程の赤字は大きい。

食管赤字の増大につれ、自主流通米制度（農協が卸売業者へ販売する米）、1970年から買入れ数量に限定設定、減反補助金による生産抑制がある。

表5-16 一般会計および農林関係予算（補正後）に占める食糧管理費の割合

（億円）

	一般会計 予算 (1)	農林水 産関係 予算 (2)	食糧管理費			一般会計 予算に占 める比率 (5)/(1)	農林水産関 係予算に占 める比率 (5)/(2)
			食管特別会 計繰入れ (3)	生産調整 経費 (4)	合 計 (5)=(3)+(4)		
1960	17,652	1,669	290	—	290	1.6%	17.4%
1965	37,447	4,049	1,205	—	1,205	3.2	29.8
1970	82,131	9,921	3,746	818	4,564	5.6	46.0
1975	208,372	22,892	8,114	1,061	9,175	4.4	40.1
1980	436,814	37,765	6,521	3,034	9,555	2.2	25.3
1984	515,134	34,844	5,403	2,688	8,086	1.6	23.2
1985 (当初)	524,996	33,008	4,561	2,392	6,953	1.3	21.1

出所：農水省「農林水産予算の説明」

1970年まで食管赤字は一般会計の5.6%の比重を占める。この後、過剰在庫の圧力の下に生産者米価が据え置くなどに1984年には1.6%水準に低下した。

(3) 生産補助金

生産財の使用に対して補助金を与える。農業予算に占める補助金の比率は1980年まで60%に達している。

補助金の件数は(1977年度農水省)約600件である。1970年に入ってから、食管会計繰入れの減少とともに補助金比重はますます高まるのである。

表5-17 農業予算の推移

		1960	1970	1980
農業予算総額 (10億円)		137	883	3,094
一般会計予算に占める比率(%)		7.9	10.8	7.1
構成比	人件費・物件費・その他	22	10	9
	補助金	40	42	60
	他会計へ繰入れ	38	48	31
	(うち食管会計繰入れ)	(21)	(42)	(21)

出所：大蔵省『決算参照』

補助金のなかで大きい部門は農業投資と土地改良である。

農業投資の39%、土地改良事業の80%が政府補助金であるし、政策金融の比重は各各22%、18%である。

特に補助金の比重は漸次上昇を続けている点である。

表5-18 農業投資の資金調達源

		1960	1970	1980	
農業総投資	総額(10億円)	457	1,271	3,873	
	構成比(%)	政府補助金	15	24	39
		制度金融	11	22	22
		その他	74	54	39
土地改良事業	総額(10億円)	100	407	1,768	
	構成比(%)	政府補助金	61	69	80
		借入金	25	20	18
		生産者自己負担	14	11	2

資料：農水省『農業および農家の社会勘定』

(4) 農業保護の国際比較

農業保護を名目保護率を用いることとして比較し、先進各国中、日本が最も高い水準である。

特に1960年から保護率が高まるので、その背後には農業問題の食糧問題から農業調整問題への転換があったのである。

表5-19 総合名目農業保護率の国際比較

	1955	1960	1965	1970	1975	1980
日 本	18	41	69	74	76	85
フ ラ ンス	33	26	30	47	29	30
西 ド イ ツ	35	48	55	50	39	44
英 国	40	37	20	27	6	35
米 国	2	1	9	11	4	0

注) ◦名目保護率 $\frac{\text{国内価格評価農業産出額} - \text{国際価格評価農業産出額}}{\text{国際価格評価農業産出額}}$

◦12個品目について計算

資料：速水佑次郎「農業経済論」

品目別に名目保護率をEEC国と比較すると、米、小麦、大麦、砂糖、牛乳が高い。

表5-20 個別農産物の名目保護率のECと日本の比較

	E C				日 本			
	1955	1960	1970	1980	1955	1960	1970	1980
穀 物								
米	17	39	40	44	24	47	135	192
小 麦	46	36	54	18	31	51	134	261
大 麦	31	26	67	23	24	52	158	307
とうもろこし	20	14	23	38				
えんばく	0	5	25	26				
らい麦	47	44	46	32				
平 均	33	29	47	23	24	48	135	196
畜産物								
牛 肉	71	61	75	93	39	84	108	100
豚 肉	29	31	21	13	2	97	-9	17
鶏 肉	78	52	22	13	-52	19	18	23
鶏 卵	16	26	15	5	-19	-7	-9	-1
牛 乳	16	29	86	53	4	5	212	186
平 均	34	37	52	42	-8	22	24	40
その他								
砂 糖	101	100	91	40			214	141
総平均	35	37	52	38	18	41	74	85

出所：

農業に対する財政補助を比較すると、經常補助金の農業所得に対する比率を日本の9.5%という値は、EC平均4.8%の約2倍の高水準にある。

資本補助金もEC平均10.9%の3倍を超えている。

表5-21 農業補助金構造の日本とECの比較(%)

	（經常補助金） （農業所得）				（資本補助金） （農業総固定資本形成）	（補助金合計） （農業所得）
	1975	1977	1980	1982	1977	1977
日本	3.1	3.8	9.1	9.5	35.4	20.8
フランス	5.9	5.4	3.8	3.7	10.1	7.5
西ドイツ	5.9	9.2	7.4	5.1	8.5	12.2
イギリス	14.8	5.5	6.9	5.6	16.1	9.5
EC計	5.9	5.8	5.1	4.8	10.9	8.4

注) 1) 補助金合計は經常補助金と資本補助金の合計

2) EC計は1975年と1977年は9カ国計、1980年と1982年はギリシャを加えた10カ国計。ただし、資本補助金/農業総固定資本形成はデンマークを除く8カ国計。

3) EC諸国の資本補助金は各国政府の農業支出のうち、農業投資援助、土地改良費、加工・流通投資援助、森林および一般開発費の合計にFEOGA（欧州農業指導保証基金）の指導部門からの支出を加えて推定。なおFEOGAの指導部門から各国への支出は1977年の総支出と1976年の各国への支出割合から推定。各国政府の農業支出データは下記資料のThe Agricultural Situation in the Communityの1980年Reportで得られるがそれ以後、各国の農業支出は公表されていないので近年の資本補助金のデータは得られない。

4) EC諸国の農業総固定資本形成は林業、漁業を含む。

出所：本間正義「日本の農業財政の特質」政策構想フォーラム研究プロジェクト報告、1985年9月；原資料はCommission of the European Communities, The Agricultural Situation in the Community; Eurostat Basic Statistics of the Community；農水省「農業及び農家の社会勘定」；OECD, National Accounts 1964-1981.

(5) 所得均衡と農外所得

農家の所得が高い率で増加するのは、政府の保護政策による農業所得よりは農外所得の増加によるものであった。農外所得の伸びは年率20%という高いものであった。

農外所得の増加は主として兼業化の進展の結果である。1955年に28%にすぎなかったが、1960年から50%を越し、1983年には85%にも達したのであった。

そして、世帯当勤労者所得を上回る時期は1965年に、1人当所得について初めて勤労者を上回った時期は1975年である。しかし、そのような所得均衡は農業所得より兼業所得の激増により達成されたのである。

農外所得の増加は、高度成長による人力不足と都市化拡大による中小都市の発達と土地価格の騰貴のため、都市について人力難と立地難の加重が重要な要因になった。

では、農外所得の主役はなにか、いわゆる三公社五現業など、比較的不況期に強い業種が多いからである。

とくに、兼業所得の方が農業所得よりも多い第二種兼業農家の就業類型をみると、1984

年に恒常的勤務が60%、自営兼業17%等、主業と副業が転倒されるのである。

表5-22 農家世帯と勤労者世帯の所得比較(全国)

	農家所得(千円)			世帯員 1人当り(B)	勤労者世帯所得 (千円)		所得比率(%)	
	1世帯当り		合計(A)		1世帯 当り(C)	世帯員1 人当り(D)	1世帯 当り (A)/(C)	世帯員 1人当り (B)/(D)
	農業所得	農外所得						
1955	256 (72)	102 (28)	358 (100)	57	350	74	102	77
1960	225 (50)	224 (50)	449 (100)	78	502	115	89	68
1965	365 (44)	470 (56)	835 (100)	157	797	194	105	81
1970	508 (32)	1,084 (68)	1,592 (100)	326	1,390	358	115	91
1975	1,146 (29)	2,815 (71)	3,961 (100)	867	2,897	760	137	114
1980	952 (17)	4,651 (83)	5,603 (100)	1,273	4,254	1,111	132	115
1983	990 (15)	5,496 (85)	6,486 (100)	1,484	4,912	1,296	132	115

表5-23 主たる兼業活動別分布(%)

	兼業従業者数 (万人)	恒常的勤務	日雇・臨時雇 出稼ぎ	自営兼業	合計
1960	637 (36)	44	19	37	100
1970	858 (55)	49	32	19	100
1980	817 (65)	61	22	17	100
1984: 合計	794 (67)	60	23	17	100
16-19歳	15	89	8	3	100
20-29歳	179	85	9	6	100
30-39歳	186	68	16	16	100
40-49歳	167	53	28	19	100
50-59歳	177	44	35	21	100
60歳以上	70	24	38	38	100

注) 括弧内の数値は総農業従事者に占める兼業従事者の比率。兼業従事者とは雇われ兼業に30日以上従事するか、年間一定額(84年では7万円)以上の販売のある自営兼業の従事したもの。

出所: 農水省『農林業センサス』『農業調査』

7-4 農業構造の改善

日本農業は1960年代前半に農業生産性増加の隘路、労働力不足と兼業滞留化、農地制度の制約などの転換期的な農業調整問題に直面したのは既述のようになる。

したがって、1961年農業基本法を制定される。この法律によって農業構造改善施策を展開する。

(1) 農業生産の選択的拡大の見地から「農産物の需要と生産の長期見通し」が作成され、畜産、園芸等の生産増産、価格安定のために各種保護支援事業が推進される。

- 畜産振興のために飼料自給基盤造成と畜産団地の育成造成
- 野菜生産出荷安定法（1966年）に基づき指定野菜の計画生産・出荷造成
- 果樹農業振興特別措置法（1961年）に基づいて近代的な生産・出荷施設整備支援

(2) 価格政策推進

- 畜産物価格安定法（1961年）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の制度（1965年）、砂糖価格安定法の制定（1965年）などがこれである。

この結果、価格政策から政府の関与する農産物は、農業総産出額で見て全体の約8割に及ぶようになり、多額の財政支出が行われている。

(3) 農業構造の改善

- 農地の流動化と規模経営実現のために、1962年に農業生産法人、農地信託制度創設とともに、1970年に農地等賃貸借の規制緩和、小作料統制の廃止、農地取得の上制限廃止、農地合理化法人の制度化政策が取ってある。
- 1962年度から10カ年計画で、約3,100市町村を目標に農業構造改善事業が発足した。
- 土地改良事業の長期計画の実施と農業基盤整備事業の推進
- 自立経営農家を志向する農業者に対する総合資金制度創設（1968年）
- 農業振興地域の整備と農用地利用権の設定
- 農業者年金制度の発足（1970年）
- 農村地域工業導入促進支援制度（1970年）の導入

そのような政策目標を達成するために財政補助等施策を推進される。この結果、農業生産構造面において大きい効果を上げるのであると思うが、耕作面積の無変化、過度な政府保護と財政補助、農村人口の高齢化・女性化によって生産性の相対的低位等が課題になっている。

表5-24 日本農業の基本指標

	単 位	1960	1965	1970	1975	1980
農 家 戸 数	千戸	6,057	5,665	5,342	4,953	4,661
兼 業 農 家 率	%	65.7	78.5	84.4	87.6	86.6
(Ⅱ兼農家率)	(%)	(32.0)	(41.8)	(50.7)	(62.1)	(65.1)
農外所得依存度	%	49.8	56.3	68.1	71.1	78.8
農 業 就 業 人 口	万人	1,196	981	811	589	506
(総就業人口比)	(%)	(26.8)	(20.6)	(15.9)	(11.2)	(9.1)
(減少率)	(%)	2.8	3.9	3.7	6.3	3.0
耕 地 面 積	千ha	6,071	6,004	5,796	5,572	5,461
(耕地利用率)	(%)	(133.9)	(123.8)	(108.9)	(103.3)	(103.2)
農業総生産GNP比	%	12.8	8.0	4.8	4.0	2.8

資料：農林水産省「農林業センサス」

注(1) 農業就業人口の減少率は前5カ年の年率である。

表5-25 第1次産業の生産性国際比較

	1955	1980
日 本	54	32
西 ド イ ツ	38	35
イ タ リ ア	37	41
イ ギ リ ス	105	113
フ ラ ン ス	35	48
ア メ リ カ	41	80

出所：速水佑次郎「農業経済論」

注： $\frac{\text{第1次産業所得}}{\text{第1次産業就業人口}}$
 $\frac{\text{非第1次産業所得}}{\text{非第1次産業就業人口}}$

第6章 成長と福祉

戦後の日本経済が解決すべき課題は、貧困の解消と雇用である。

そのような完全雇用の達成は結局、高成長によって達成されなければならない。したがって高度成長前半期にあり、1965年までは福祉政策の重点は高成長と雇用拡大である。

しかし、1965年頃を境に人力不足経済、開放経済への移行とともに高度成長の不作用であり公害発生、都市集中、住宅問題、社会保障の充実など生活の質と相対的不均衡の問題が発生する。

したがって1959年に福祉年金、1961年に拠出制国民年金と国民健康保険制度の全面適用が実施され、「国民皆年金、国民皆保険」の実現を見るに至った。さらに1972年に児童福祉制度、1973年には老人医療制度の導入等、1965年以降、社会保障制度の拡充は著しい。

財政支出面において、社会保障及び社会福祉を中心として1970年代初盤から大きく増大した。

住宅及び生活関連施設投資も、1970年代初半から国民の生活環境に対する投資比重が拡大した。要するに1960年初般から制度整備され、1970年初から本格的に財政投資が増やしてある。

表6-1 社会保障関係費および生活関連公共事業費（当初予算ベース）

	1960	1965	1970	1975	1980	1985
社会保障費／一般会計予算(%)	11.5	14.2	14.4	18.5	19.3	18.2
社会保障費（10億円）	1,803	5,184	11,413	39,282	82,124	95,737
構成比(%)						
失業対策費	17.0	12.9	7.4	4.4	4.6	3.8
保健衛生費	14.9	17.9	12.3	7.0	4.9	4.8
社会保険費	36.0	40.4	51.5	59.3	62.2	59.1
社会福祉費	7.4	8.4	9.8	15.7	16.7	20.9
生活保護費	24.7	20.4	19.0	13.6	11.6	11.3
公共対策費（10億円）						6,369
構成比(%)						
住宅対策	4.5	4.9	6.7	10.1	11.3	11.9
下水道等生活関連	1.7	3.1	4.5	9.8	14.5	15.2

資料：日本の財政 東洋経済新報社

国民の生活関連の社会指標もみると1970年代から改善し、整備速度も著しくなった。

1965年当時の日本の1人当りGNPは835ドルであり、現在の価値で換算すればほぼ2,300ドル水準になった。所得水準に比して、発展段階からみても住宅、下水道、道路、都市公園等生活関連資本が遅れているようである。

社会資本立遅れの原因は、健全財政の立場による財源調達限界と地価高騰や土地取得難の影響を受けて公共投資が大きな障害になっている。

もうひとつは、財政投資優先順位が生産基盤施設に重点をおいてある。

1960年代後半期以後には高成長の結果によって公害発生、都市住宅難など過密集積による問題が発生して、1970年代から社会福祉とともに公共部門投資が増やした。

表6-2 社会生活指標

	1960	1965	1970	1975	1980	1985
1人当りGNP(ドル)	439	838	1,584	4,399	8,907	11,138
エンゲル係数	41.6	38.1	34.1	32.0		
ジニ係数による年収格差	0.35	0.30	0.28	0.29		
1人当り居住面積(m ²)	4.27	5.09	6.10	7.32		
上水道普及率(%)	53.4	69.4	80.0	87.9	84.1	93.1
下水道処理率(%)	6.1	8.3	15.6	22.8	32.0	36.0
電話普及率(100人当り)	5.9	14.3	14.6	27.1	33.6	35.8
1人当り公園面積(m ²)	1.5	1.8	2.1	2.8	3.4	4.9
医師歯科医師(人口10万当り)	136.8	138.6	144.4	150.0		
道路舗装率		9.0	12.6	31.6	48.1	50.7

資料：「社会生活統計指標」総務庁、「社会指標」国民生活審議会

簡単に指標と行政投資の内容を通じて、1960年代に国民生活を踏みました。

次には日本の福祉政策中社会保障、住宅と財産形成支援制度を別の章に分けて分析したい。

1. 社会保障政策

1-1 社会保障の概要

戦後の社会保障の展開過程を日本経済の発展過程に即して次のように区分して、重要なものを考慮したい。

- 1945年から1954年までである日本経済戦後回復期で生活保護が中心である。
- 1955年から1973年まで高度成長期の時期である。国民皆保険・皆保険体制が実施され、医療保険を軸に社会保障が実施された。
- 1974年以降で、財政改革下に社会保障の見直しが強要されているので、厚い給付から薄い給付へ、重い財政負担から軽い財政負担への転換がなされる。

(1) 戦後復興期の社会保障

敗戦にともない大量の失業者、戦争未亡人などに対応するために設けられたのである。

まず公的扶助の創設である。(1946年生活保護法制定；1950年3月新法制定)

規定内容は、①国家責任原則、②最低生活の維持、③無差別平等の処遇、④不服申立制度の導入、⑤保護基準、⑥有給の専門職担当である。

次に、失業保険法(1947～1972年)と労働者災害保険法(1947年)が制定され、労働

者の業務上の災害に対する事業主の無過失賠償責任の原則が確立される。また、私立学校教職員共済組合法（1953年）、厚生年金保険法（1954年）が導入される。

社会福祉において児童（1947年）身体障害者福祉法（1949年）が制定された。

この時期において、一部福祉、扶助制度面において発展があるが、財政支出の抑圧期と呼ぶ。

(2) 高度成長期の社会保障（1955年～1965年（前期）、1965年～1973年（後期））

高度成長期の前期に該当する時期において、国民皆保険・皆年金体制が導入される（1961年4月）。いままでに職域別に実施されるので、社会保険の未適用者の増大に対するためにスタートした。

このような保険制度は、制度創設面で大きな進展を示した時期であった。

しかし、給付水準等内容面は劣位であった。

高度成長期後半は、児童手当制新設（1971年）、老人医療費支給制度の施行（1972年）、医療保険、年金保険の改正による内容の充実する時期である。

(3) 安定成長期以降

日本経済が石油危機以降安定成長期に転換され、社会福祉政策も財政難を回避するために国庫負担の削減、受益者負担の増大というかたちになったのである。

社会保障関係制度の成熟化にともない、社会保障総費用増大があげられる。

また、人口の老齢化現象などは社会保障の見直しを強要される。

① 医療保険の自己負担率の増大

② 基礎年金導入の契機によって分散制度の総合化である。

表 6 - 3 社会保障関係費の推移

	社会保障関係予算		社会保険 国庫負担率	社会保障予算の目的別構成比			
	予算額 (億円)	構成比		社会保険	公的扶助	社会福祉	公衆衛生 医療
1955	1,033	10.5					
1960	1,938	11.6	13.22	49.1	30.0	7.1	13.7
1965	5,164	14.2	15.84	51.9	20.0	8.6	19.4
1970	11,371	14.4	14.99	53.3	18.5	10.3	14.9
1975	39,269	18.5	19.82	60.3	12.4	16.6	10.7
1980	82,124	19.3	20.56	60.8	10.2	16.3	12.7

1 - 2 国民年金制度

第2次大戦前の日本では軍人や官吏についての恩給制度、現業公務員についての官業共済

組合制度が存在し、1939年に船員保険法、1941年に労働者年金保険法、軍事公債消化に充てるために1944年厚生年金法による適用範囲を拡大される。

戦後、インフレによって制度全体が一種の冬眠状態に置いた。

そして、1954年5月に新厚生年金保険法が制定された。

新厚生年金の内容は、①被保険者期間：20年以上、②年齢：男子（60才以上）、女子坑内夫55才、③年金額：定額＋報酬比率額、④保険料率1,000分の30、⑤財政方式：修正積立方式である。

日本の大企業は、企業自体に退職金という私的老後所得保障の制度があるので、負担の重復面に反対立場を取っている。結局、完全積立式という財政方式を採用し、戦後に財政投融資原資に組込まれることによって折からの日本経済の復興と高度成長を資金面から支える役割を果たした。

しかし、1960年代前半まで厚生年金・老齢年金の給付額は極めて小額にとどまり、老後所得保障手段としてのその役割は限定されたものでしかなかった。

1965年における厚生年金基金制度の成立を契機に、公的老年年金に給付充実によって漸次私的制度に公的制度の一部代行を行う制度で発展される。

1973年に、厚生年金制度の改正を通じて日本の老後所得保障は公的制度を中心とし、私的制度がこれを補完するものへ転換したといえよう。

表6-4 年金支給推移

改正年度	標準的な年金額	直近男子の平均標準報酬額 (1)	老人夫婦の平均現金支出額 (2)	生活保護基準(3)
1965年度(65年5月)	10,000円 (20年加入した場合の制度的な年金額)	27,725円(36.1%)	21,746円	11,371円
1969 (69年11月)	19,997円 (改正後新たに老年を受け、20年以上の男子の平均年金額)	44,851円(44.6%)	31,180円	19,882円
1973 (73年11月)	52,242円(同上27年加入)	84,801円(61.6%)	52,560円	34,670円
1976 (76年8月)	90,392円(〃 28年加入)	141,376円(63.9%)	83,900円	58,804円
1980 (80年6月)	136,050円(〃 30年加入)	201,333円(67.5%)	124,000円	88,329円

出所：久野万太郎『迫る年金改革』

本格的な高齢化時代を迎えて、将来の現役世代の負担の限界に直面している。また、戦後九つの制度に分立し、制度間格差の存在等を問題視される日本の公的年金制度は、1986年から厚生・国民共済年金の一元代に着手し、1955年まで年金制度全体の一元化を完了する予定であると、負担、給付内容も再形成が必然化したのである。

1-3 健康保険と国民保健

日本において医療保険は自由開業医制度である。

そのような制度は、医療機関が購売力のある地域に偏在すること（地域的偏在）、購売力の乏しい者は受診ができないことである。したがって、医療政策の中心は受診機会拡充において、特に戦後において、公的医療機関の拡充と病院を中心とする全国的な配置を含む「基幹病院整備計画」を推進され、戦災による医療機関の損耗からの回復や医療機関の偏在是正を図るのである。

また家庭医制度の導入で、病院と機能を異にする診療所が原則として「家庭医」の予防衛生活動を日常の仕事である。

そのような医療機関拡充のために、医療金融公庫を設立長期低利融資を担当される。

医療基盤拡充にともない、医療保険適用対象が拡大される。

日本の医療保険制度の骨格は第2次大戦前につくられた。しかし、医療保障が本格的に開花したのは第2次世界大戦後であり、全国民に対する医療保険の適用、すなわち国民皆保険の実現であった。

1955年現在、全人口の約82%が医療保険の未適用人口として制度の適用外にあった。未適用人口の多くは、自営業者や従業員五人未満の零細事業所の労働者であった。

表6-5 医療保険適用人口の推移

	被用者保険		国民健保(普及率)	医療保険料	未適用	生活保護 医療保険
	政管	組合				
1955	32,516	11,974	28,711 (65%)	61,227	29,169	2,068
1960	44,073	18,579	46,171 (99.8%)	90,244	2,424	1,899
1970	60,580	26,020	43,363 (—)	103,644	—	2,046
1982	73,482	31,494	44,616 (—)	118,098	—	2,342

出所：社会保障統計年報各年版

日本政府は、1957年を初年度とする国民健康保険全国普及四ヶ年計画に着手した。上の表によると1960年には普及率が100%になり、未適用人口のない皆保険体制が実現したのである。

次の課題は、保険制度間の給付率の差異の是正であるので、保険制度間の給付率格差を是正するためには、結果的に年齢階層間の給付率格差を縮小されなければならない。

このような高齢者の高い医療ニーズを充足するため、10割給付を全保険制度に導入すれば医療保険財政の存立を危うくする可能性が強く、老人医療費だけを実質給付率を引き上げによって保険制度間の給付率格差の是正に役立つことになったのである。

表 6 - 6 制度間実効給付率の推移

	1966	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982
政管健保										
被保険者	98.3	98.9	99.1	99.2	99.0	98.2	98.3	98.3	97.8	97.7
被扶養者	50.0	71.9	73.0	73.3	73.5	74.4	74.9	75.5	76.8	76.4
加入者	83.3	88.2	88.3	88.2	88.0	87.7	87.8	88.1	88.2	87.9
組合健保										
被保険者	98.0	98.7	98.9	99.1	98.8	97.9	98.0	98.1	97.4	97.4
被扶養者	72.6	80.5	81.3	81.0	80.6	81.0	81.1	81.6	81.8	80.8
加入者	86.6	89.2	89.5	89.2	88.8	88.5	88.6	89.0	88.8	88.3
被用者保険計										
被保険者	98.3	98.7	99.0	99.2	98.9	98.1	98.2	98.2	97.7	97.6
被扶養者	61.8	76.7	77.9	77.9	77.7	78.1	78.4	78.9	79.5	78.9
加入者	84.5	88.6	89.0	88.8	88.5	88.1	88.3	88.6	88.4	88.2
国民健保	70.7	72.3	74.5	75.0	75.1	76.1	76.6	78.9	77.6	77.8

注：実効給付率は、（医療給付費）／（医療給付費＋患者負担分＋公費負担分）。
資料出所：第10表にあげた資料から計測。

1973年に老人医療費支給制度によって、とくに国民健保の実効給付率の上昇が著しい。

老人医療費支給制度の導入は医療恵の平等化をもたらし、国民医療費は1973-83年に急増し、国民所得に対する国民医療費比率は1970年に4.1%から1984年に6.27%へ上昇している。

表 6 - 7 国民医療費・老人医療費の推移

年 度	1		2		3		4		5		6	備 考
	国民医療費	増加率	国民所得増加率	国民医療費/国民所得	老人医療費	増加率	老人医療費/国民医療費	医療価格改訂指数	70歳以上人口構成比			
1970 (45)	兆円 2.4962	% 20.1	% 19.7	% 4.10	兆円 0.1893	% 23.2	% 7.6	$s_{30}=100$ 153.1	4.19			
71 (46)	2.7250	9.2	8.2	4.14	0.2333	23.2	7.3	155.9	4.33	保険医療給付率		
72 (47)	3.3994	24.7	23.1	4.38	0.2916	25.0	8.6	171.1	4.48			
73 (48)	3.9496	16.2	23.1	4.13	0.4239	47.1	10.8	176.1	4.61	老人医療無料化、高額療養費支給制度 被用者保険家族給付率 5割→7割		
74 (49)	5.3786	36.2	17.3	4.80	0.6652	55.1	12.4	216.9	4.70			
75 (50)	6.4779	20.4	9.9	5.26	0.8666	30.3	13.4	231.8	4.84			
76 (51)	7.6884	18.4	12.4	5.54	1.0780	24.4	14.1	252.7	4.94			
77 (52)	8.5687	11.7	10.3	5.61	1.2872	19.4	15.0	266.6	5.11			
78 (53)	10.0042	16.8	9.3	6.00	1.5947	23.9	15.9	276.2	5.29			
79 (54)	10.9510	9.5	7.1	6.16	1.8503	16.0	16.9	-	5.38			
80 (55)	11.9805	9.4	8.6	6.17	2.1269	14.9	17.8	-	5.55	家族療養給付率（入院）7割→8割		
81 (56)	12.8709	7.4	4.7	6.34	2.3763	11.7	18.5	280.7	5.92			
82 (57)	13.8700 (見込)	7.8	4.3	6.55	2.6903	13.2	19.4	-	6.14			
83 (58)	14.5100 (推計)	4.7	5.3	6.51	3.1785	18.1	21.9	-	6.36			
84 (59)	14.8800 (推計)	2.5	6.4	6.28	-	-	-	-	-			
1970~83年の 年平均伸び率	14.5%					24.2		4.8				

老人医療支給制度の導入は、高齢加入者比率の高い国民健保財政に衝撃を与え、公費の投入が増大をつづけている。

このような問題を解決するために、①保健・サービス事業と供給体制の再検討と供給制度の多様化等（たとえば居住治療）、医療費上昇抑制のために供給制度の検討が必要であると考える。

表6-8 医療保険財政格差の推移 - 加入者1人当たりの諸率 -

(単位:円)

	1 所得			2 保険料			3 国庫負担			4 保険給付費			5 医療給付費			
	組合	政管	国保	組合	政管	国保	組合	政管	国保	組合	政管	国保	組合	政管	国保	
1965	174,075 (100.0)	154,497 (88.8)	80,692 (46.4)	11,806 (100.0)	9,296 (82.2)	2,226 (19.7)	8	126	3,103	9,014 (100.0)	11,822 (125.6)	4,711 (52.3)	8,236 (100.0)	10,262 (124.6)	4,653 (56.5)	
70	389,260 (100.0)	309,703 (89.5)	180,614 (53.2)	21,813 (100.0)	19,922 (91.3)	5,146 (23.6)	14	864	7,895	16,363 (100.0)	22,323 (136.4)	12,584 (76.9)	15,061 (100.0)	20,375 (135.3)	12,422 (82.5)	
75	690,929 (100.0)	628,716 (91.0)	390,575 (56.5)	47,502 (100.0)	45,443 (95.7)	13,736 (28.9)	19	6,773	23,376	40,200 (100.0)	53,470 (133.0)	37,830 (94.1)	37,000 (100.0)	49,201 (133.0)	37,099 (100.3)	
80	1,052,294 (100.0)	937,284 (89.1)	576,343 (54.8)	78,716 (100.0)	74,134 (94.2)	30,200 (38.4)	54	14,765	48,278	66,994 (100.0)	89,847 (134.1)	78,760 (117.6)	65,298 (100.0)	83,335 (127.6)	77,626 (118.9)	
81	1,140,458 (100.0)	1,028,940 (90.2)	599,928 (52.6)	85,854 (100.0)	85,122 (99.1)	34,442 (40.1)	54	15,915	51,903	71,126 (100.0)	97,028 (136.4)	86,816 (122.1)	68,382 (100.0)	89,125 (130.3)	85,634 (125.2)	
年平均伸び率	%	%	%	%	%	%	-	%	%	%	%	%	%	%	%	
	65-75	14.8	15.1	17.1	15.4	17.2	19.9	-	49.0	22.4	15.1	16.8	23.2	16.2	17.0	23.1
	75-81	8.7	8.6	7.4	10.4	11.0	16.6	-	15.3	14.2	10.0	10.4	14.8	10.8	10.4	15.0
65-81	12.5	12.6	13.4	13.5	14.8	18.7	-	35.3	19.5	13.8	14.4	20.0	11.1	14.5	20.0	
	6 保険料率(%)			7 保険料 保険給付費			8 保険料 医療給付費			9 国庫負担 保険給付費			10 国庫負担 (保険料+国庫負担)			
	組合	政管	国保	組合	政管	国保	組合	政管	国保	組合	政管	国保	組合	政管	国保	
1965	6.5	6.0	2.8	1.25	0.82	0.47	1.37	0.91	0.48	-	0.01	0.65	-	0.01	0.58	
70	6.4	6.6	2.8	1.33	0.89	0.41	1.45	0.98	0.41	-	0.04	0.63	-	0.04	0.61	
75	6.9	7.3	3.5	1.18	0.85	0.36	1.28	0.92	0.37	-	0.13	0.62	-	0.13	0.63	
80	7.5	7.9	5.2	1.17	0.83	0.38	1.21	0.89	0.39	-	0.16	0.62	-	0.17	0.62	
81	7.5	8.3	5.7	1.21	0.88	0.40	1.26	0.96	0.40	-	0.16	0.60	-	0.16	0.60	

資料出所：社会保険庁「医療給付受給者状況調査」、厚生省保険局「健康保険被保険者実態調査報告」、厚生省保険局「国民健康保険医療給付実態調査報告」、厚生省保険局「国民健康保険実態調査報告」。

2. 住宅政策

2-1 住宅政策の一般的な政策

第1次大戦以後の先進各国の住宅政策は、労働者の住宅の大部分が民間借家に依存している状況のもとでは、借家人保護立法が重要なものである。

しかし、第2次大戦後の西欧諸国は、国家の積極的な援助と介入によって国民諸階層に適切な規模の住宅を供給し確保させることを目指した住宅政策を展開した。

イギリスでは、公営賃貸住宅の大量建設（公共住宅が新築住宅の80%）、家賃補助制度も導入される。

西ドイツも、無利子ないしごく低利の国家資金の大量供興による社会住宅の大量供給、家賃統制、家賃賃料等補助金制度も導入される。

そのように政府の住宅市場の補助的介入は、経済成長のために都市化・工業化政策が市街地の急速な拡大と都市の過密化、乱開発や地価騰貴、それに伴う全国的な規模での公害や環境破壊などの問題を惹起したことによる。

したがって、今日の住宅政策が勤労者個人々々に対する住居の保障という点を越えた一般的な公共政策としての性格を具有することである。

2-2 日本国の住宅政策の推移

戦後、日本住宅事情は深刻なことであり、1949年3月に住宅不足の公式統計は3,680千戸である。

戦後混乱期の国庫補助の6.25坪の応急住宅300千戸建設をやったでも、その時期においては乏しい公財政でこのほども不可避なことである。

しかし、1951～1955年には住宅政策体系の骨格が形成される。すなわち住宅金融公庫法（1950年）、地代家賃統制令の緩和、公営住宅法による国庫補助住宅制度導入と住宅公団の成立（1955年）がこれである。

この後、日本経済の高度成長と都市化の急進展による住宅難をもっと加重されるの状況のもとで、政府は一貫して国家の力でやりまする住宅政策は、できるだけ社会政策的な見地に立脚したしまして、一般のものに対しましては、できるだけ自力住宅を建てていくというような二本位の方針を立てる。

公営、公庫、公団という住宅政策の三本柱も小さい財政支援、民間自力建設の高い依存度によって、住宅公団の原価主義に立脚した分譲と住宅金融公庫の初期融資対象を土地を所有する持家を建設する人に限して貸付ける制度等は、小型、単独住宅建設を促進して土地の高度利用を阻害する。

1960年代に入って、住宅の高層化と宅地開発へ政策を転換するのである。例えば、1961年8月に新住宅建設五ヶ年計画が策定された。

① 建設戸数に立脚した計画期間中4,000千戸の建設（政府施策分は40%）

② 宅地対策の拡充強化のために新住宅市街地開発の推進

- 地方公共団体と日本住宅公団に収用権及び先買権認定によって強力な土地取得手段を存したからである。

③ 土地の合理的利用を図るための住宅の高層化促進

- 1961年に住宅高層化の阻害した法律改正を行う。
- 住宅金融公庫の中高層建設資金貸付の許容などである。

また、1965年から1970年にかけて地価対策閣僚協議会において地価対策を講ずることが決定され、宅地供給体制の整備拡充、土地税制の強化等、政策努力が行われた。

日本国の住宅政策の特徴を見ると、戦後直後の改編初期に都市計画と宅地利用計画の結び

つきを欠いている。

もう一つは、政府が公共住宅政策の不十分さを補うために民間自力建設に大きく依存したのである。

そのような土地対策と民間住宅建設の依存は、結局地価高騰と住宅の劣悪の原因になっている。

2-3 住宅建設と投資

戦後住宅建戸数の推移を、民間自力建設によるものと政府施策住宅に分けてみたものである。

1950年代から60年代にかけては、民間自力建設が約60%、政府施策住宅が約4割という割合で推移し、この中に公庫住宅を除外すれば公営および公団住宅の比重は小さい。

しかし、民間自力建設によるものの比重は傾向的に低下し、80年代には50%を割って40%そこそこまで縮小する。これは景気沈滞によって民間の総建設戸数の停滞のわけであったが、一部は金融公庫の融資の住宅が増加するのである。特に1966年以後、建設戸数が民間自力建設と住宅金融公庫支援が倍増した。

表6-9 住宅建設戸数の推移

	政府施策住宅					民間建設	合計	年平均
	公営住宅	公団住宅	公庫住宅	その他	小計			
1945-50	274	—	62	297	633(22.9)	2,136(77.1)	2,769	554
1951-55	224	20	256	118	618(39.6)	944(60.4)	1,562	312
1956-60	248	148	459	130	955(38.2)	1,594(61.8)	2,579	516
1961-65	310	188	640	321	1,459(36.5)	2,537(63.5)	3,996	799
1966-70	479	335	1,088	664	2,566(38.1)	4,174(61.9)	6,740	1,348
1971-75	494	284	1,664	666	2,577(38.3)	5,172(66.7)	7,749	1,550
1976-80	362	163	2,547	578	3,650(47.4)	4,049(52.6)	7,699	1,540

出所：資料で見る日本の住宅問題

住宅投資を対国民総生産で割ってみれば、1965年以降6.1%水準で比較的高い水準を維持されたのであったが公的部分はほぼ同じ水準を維持しています。

一般会計予算中に住宅部門対策費は、主として社会扶助部門なる公営住宅にほぼ1965年を境にはほぼ1%から増加して、1985年には1.44%水準になっている。

しかし、財政投融资中住宅部門の対策費は毎年増加して、1985年には25.4%水準になっている。

住宅に対する財政役割は、社会扶助的性格を取って一般住宅は自助的な努力に政策金融を

通じて支援に大きく依存している。

表 6 - 10 住宅投資の推移

	国内住宅投資 (10 億円)			投資/GNP (%)		
	民間	公的	合計	民間	公的	合計
1955	256	29	285	3.0	0.3	3.3
1960	617	49	666	4.0	0.3	4.3
1965	1,811	131	1,942	5.7	0.4	6.1
1970	4,746	355	5,101	6.5	0.5	7.0
1975	10,428	825	11,253	7.1	0.5	7.6
1980	15,317	889	16,205	6.5	0.4	6.9
1983	14,140	909	15,049	5.1	0.3	5.5

出所：くらしの統計

表 6 - 11 住宅対策費の推移

(億円、%)

	1955	1960	1965	1970	1980	1985
一般会計中住宅費	170	130	371	954	7,543	7,577
住宅費/一般会計	1.67	0.74	0.99	1.16	1.77	1.44
財政投融资中住宅費	300	710	2,259	6,896	47,619	52,893
住宅費/財政投融资資料	9.4	11.6	13.9	19.3	26.2	25.4

資料：「日本の財政」 東洋経済新報社

2 - 4 住宅の質と住宅価格

新設着工住宅の1戸当り平均面積において、1956年に平均17坪水準であり、貸家住宅の場合は9.9坪水準である。

表 6 - 12 新設着工住宅1戸当り平均面積推移

(㎡)

	総平均	持家	貸家	総合	その他
1956	56.6	69.5	32.8	54.3	44.6
1960	59.0	75.6	32.1	63.2	54.4
1965	58.9	80.9	36.6	59.8	56.5
1970	68.1	94.8	43.4	66.6	61.2
1975	82.9	104.2	51.5	78.9	70.2
1980	93.9	119.4	57.0	83.1	83.7
1983	87.5	124.0	49.3	83.7	77.7

出所：くらしの統計 国民生活センター

1965年以降、住宅規模の改善推移をみているが、貸家の場合は15坪以上の水準であり、1980年代に入って若干規模が減少する。

1978年に最低居住水準未達の住宅比重は14.8%であり、この中には公共住宅は38.1%、民営住宅は27.2%である。

表6-13 住宅所有関係別の最低居住水準、平均居住水準達成率(全国、1978年)
(単位:%)

	最低居住水準			平均居住水準		
	水準以上の世帯		水準未達の世帯	水準以上の世帯		水準未達の世帯
	設備専用浴室あり	その他		設備専用浴室あり	その他	
全住宅	72.6	12.4	14.8	38.2	3.2	58.3
持家	89.0	4.8	6.2	55.3	2.4	42.3
公共借家	52.9	9.0	38.1	6.8	1.8	91.4
民営借家	41.3	31.5	27.2	12.8	5.9	81.3
給与住宅	72.0	10.0	18.0	17.8	2.4	79.8

資料:昭和53年住宅統計調査

注:最低居住水準(居住面積) 1人 2人 3人 4人
 4.5畳 10.5 15.0 19.5
 平均居住水準(%) 10.5畳 20.0 26.5 34.5
 詳細は、建設省『日本の住宅と建築』83-84頁。

表6-14 住宅価格年収倍率の推移

(単位:1,000円、㎡、倍率)

		1950	1955	1960	1965	1970	1975	1980	1983
全 国	住宅価格	223	810	1,570	3,598	7,406	17,580	26,894	32,695
	土地価格	44	262	744	2,044	4,555	10,431	15,794	20,445
	(面積)	(115)	(132)	(149)	(157)	(176)	(191)	(214)	(217)
	建物価格	179	548	826	1,554	2,851	7,149	11,100	12,250
	(床面積)	(58)	(66)	(74)	(78)	(88)	(96)	(107)	(108)
	年収	198	350	491	809	1,374	2,827	4,196	4,876
住宅価格/年収	1.1	2.3	3.2	4.4	5.4	6.2	6.4	6.7	
首 都 圏	住宅価格	222	758	1,618	4,643	8,499	19,856	33,261	38,826
	土地価格	27	221	809	3,008	5,704	12,690	22,153	26,747
	(面積)	(78)	(91)	(111)	(119)	(129)	(137)	(157)	(155)
	建物価格	195	537	808	1,635	2,795	7,166	11,109	12,079
	(床面積)	(47)	(55)	(67)	(71)	(77)	(82)	(94)	(93)
	年収	224	418	581	927	1,463	3,019	4,424	4,890
住宅価格/年収	1.0	1.8	2.8	5.0	5.8	6.6	7.5	7.9	

出所:『ESP』1985年11月号、95ページ

住宅価格と年収比が、全国の場合 1955 年に 1.1 倍から 1983 年に 6.7 倍、首都圏の場合、1950 年に 1.0 倍から 1983 年に 7.9 倍になった。

特に首都圏の場合は、土地価格が住宅価格に比して 5 倍以上に上昇した。

結局、宅地価格の上昇が所得水準に比して高く都市の住宅規模は小さく、住宅立地は都市地の職場から遠くである。

3. 勤労者財産形成支援制度（中産層育成政策）

ここで政府が税制支援によって非課税貯蓄制度を考察する。

非課税貯蓄貯蓄制度が直ちに中産層育成制度というのは理論的に問題があったが、本来的に黒字家計を対象とした政策であり、いわゆる中間層に適切な福祉政策である。

貯蓄形成政策としての金融制度は、次のようになる。

- 貯蓄利子に対する課税を免除する非課税貯蓄制度
- 市中金利よりも高い預金利子を付ける
- 生命保険料の所得税法上の一部所得控除制度
- 利子・配当所得に対する源泉選択分離課税制度

貯蓄形成のために非課税制度は、

第 1 は、郵便貯金制度である。1947 年に新郵便貯金法（旧法 1905 年）に基づく利子所得全額を非課税するものである。1 人当りの預け入れ限度額を設けており、3 百万円となっている。（1973 年 12 月以降）

この限度額以外に、住宅取得を目的とした住宅積立郵便貯金 50 万円限度が別枠として認められた。

表 6 - 15 郵便貯金種類別現在高

	通常貯金	積立貯金	定額貯金	合 計
1950 年度末	1,027 (66.4)	145 (9.4)	375 (24.2)	1,547 (100.0)
55	2,642 (49.1)	512 (9.5)	2,228 (41.4)	5,383 (100.0)
60	4,584 (40.8)	839 (7.5)	5,809 (51.7)	11,231 (100.0)
65	9,765 (36.1)	1,669 (6.2)	15,591 (57.7)	27,025 (100.0)
70	20,140 (26.0)	2,909 (3.8)	54,890 (70.2)	77,430 (100.0)
75	40,186 (16.4)	4,641 (1.9)	200,801 (81.7)	245,628 (100.0)
80	59,573 (9.6)	7,484 (1.2)	552,441 (89.2)	619,498 (100.0)
82	67,768 (8.7)	9,939 (1.3)	703,270 (90.1)	780,977 (100.0)

注：積立貯金には住宅積立貯金と進学積立貯金を、定額貯金には割増金付定額貯金を含む。

出所：日本銀行統計局『本邦経済統計』『経済統計年報』による。

第2は、小額貯蓄非課税制度は、資本蓄積促進の必要かつ低率源泉分離課税が導入され、55 - 57年度には利子所得課税の全廃さえ実施された。その後は、再び低率源泉分離課税が復活し、71年以降は総合課税と源泉分離課税の逆択制が実施されている。

この間、福祉目的による貯蓄奨励策として実施されたのがこの小額貯蓄非課税制度である。個人の預貯金、合同運用信託若しくは有価証券（公私債および証券投資信託）の合計3百万円が限度とされている。

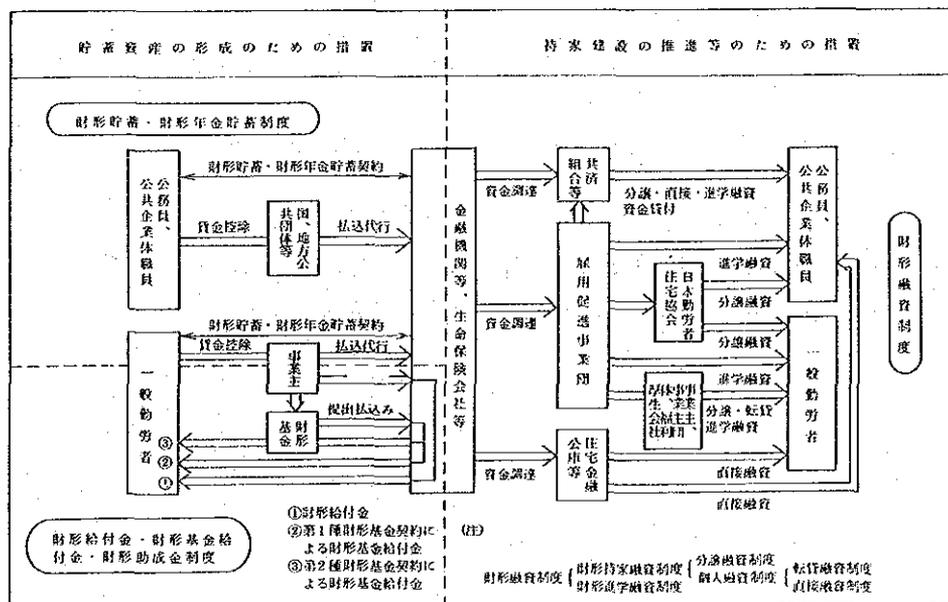
この制度の適用をうけるには、金融機関を通じて非課税貯蓄申告書を所轄税務署長に提出することが要件とされている。

第3は、小額公債特別非課税制度は、1966年度から長期国債の発行が開始されたのにもない、その個人消化の促進を目的として、1968年度から実施されたもので、限度は300万円である。

第4は、勤労者財産形成貯蓄制度は、1971年に制定された勤労者財産形成促進法に基づき、72年1月から実施されたものである。

勤労者が給与からの控除によって行なう一定の貯蓄について、500万円を限度に利子・収益に対する課税を免除するもので、対象となる貯蓄は預貯金、貸付・金銭信託、特定の有価証券、会社債投資信託、特定の株式投資信託、そして預け入れないし買入れ開始後1年間は払出または譲渡しないことが条件とされている。

貯蓄の3分の1を持家融資の原資に充てる。さらに、財形給付制度等の創設が行なわれた。これらの概要は、下のように図示する。



出典) 労働省労働基準局調査課編「新訂版・勤労者財産形成促進法早わかり」1983年、21頁。

図6-1 財形制度の仕組み

以上の諸制度をすべて利用した場合の非課税限度額を合計すると、一般家計は900万円、勤労者の場合には合計1,400万円となる。

さらに、住宅取得を目的とする場合には、住宅積立郵便貯金50万円を加えれば、それぞれ950万円と1,450万円となる。これは一人当りの限度額であるから、同一世帯で複数の稼所得者がいたり、非課税貯蓄が可能となるわけである。

個人貯蓄残高中非課税貯蓄の推移をみれば、個人貯蓄の約60%までもが非課税の利益をうけているわけである。

表6-16 非課税貯蓄残高とその内訳(1971-82年度)

(単位:億円、%)

	個人貯蓄残高	非課税貯蓄残高	少額貯蓄非課税制度(マル優)			少額公債非課税制度(特別マル優)	財形貯蓄制度(除郵貯)	納税準備預金	郵便貯金		簡易保険(財形)
			預貯金・信託	有価証券	預貯金・信託				有価証券	財形分	
1971年度末	723,430 (100.0)	300,374 (41.6)	202,261 (28.0)	193,131 (26.7)	9,130 (1.3)	1,413 (0.2)	12 (0.0)	760 (0.1)	96,528 (13.3)	(-)	(-)
72	906,704 (100.0)	390,390 (43.1)	263,491 (29.1)	251,591 (27.7)	11,900 (1.3)	2,564 (0.3)	505 (0.1)	930 (0.1)	122,900 (13.6)	(-)	(-)
73	1,082,287 (100.0)	486,059 (44.9)	325,987 (30.1)	309,044 (28.6)	16,943 (1.5)	3,408 (0.3)	1,884 (0.2)	1,047 (0.1)	153,733 (14.2)	(-)	(-)
74	1,289,077 (100.0)	647,901 (50.3)	444,147 (34.4)	420,021 (32.6)	24,126 (1.9)	4,095 (0.3)	4,465 (0.3)	916 (0.1)	194,278 (15.1)	(-)	(-)
75	1,546,145 (100.0)	814,219 (52.7)	552,147 (35.7)	520,866 (33.7)	31,282 (2.0)	7,297 (0.5)	7,975 (0.5)	1,173 (0.1)	245,627 (15.9)	0 (0.0)	(-)
76	1,805,800 (100.0)	987,564 (54.7)	652,807 (36.2)	614,186 (34.0)	38,620 (2.1)	15,461 (0.9)	12,777 (0.7)	1,307 (0.1)	305,212 (16.9)	85 (0.0)	(-)
77	2,102,329 (100.0)	1,164,807 (55.4)	744,339 (35.4)	699,745 (33.3)	44,594 (2.1)	22,874 (1.1)	19,154 (0.9)	1,210 (0.1)	377,224 (17.9)	225 (0.0)	6 (0.0)
78	2,419,872 (100.0)	1,366,748 (56.5)	859,732 (35.5)	808,872 (33.4)	50,860 (2.1)	29,199 (1.2)	26,570 (1.1)	1,316 (0.1)	449,920 (18.6)	435 (0.0)	11 (0.0)
79	2,742,883 (100.0)	1,555,667 (56.7)	957,969 (34.9)	903,487 (32.9)	54,483 (2.0)	42,187 (1.5)	34,798 (1.3)	1,613 (0.1)	519,073 (18.9)	661 (0.0)	17 (0.0)
80	3,078,529 (100.0)	1,800,360 (58.5)	1,077,940 (35.0)	1,021,227 (33.2)	56,713 (1.8)	58,396 (1.9)	43,018 (1.4)	1,486 (0.0)	619,498 (20.1)	394 (0.0)	22 (0.0)
81	3,436,523 (100.0)	2,022,357 (58.8)	1,198,827 (34.9)	1,135,257 (33.0)	63,570 (1.8)	73,795 (2.1)	52,469 (1.5)	1,608 (0.0)	695,629 (20.2)	1,365 (0.0)	29 (0.0)
82	3,808,794 (100.0)	2,260,882 (59.4)	1,327,917 (34.9)	1,243,202 (32.6)	84,715 (2.2)	86,265 (2.3)	63,806 (1.7)	1,872 (0.0)	780,978 (20.5)	1,937 (0.0)	44 (0.0)

注: 1. マル優の有価証券会社取扱分及び特別マル優は次年度6月末残高。
 2. マル優には「社内預金」扱分は含まない。
 3. 郵貯は、旧外地貯金、戦災貯金等(1983年3月分49億円)を含まない。但し個人貯蓄残高合計には含む。
 4. 納税準備預金は、銀行、相銀、信金、信組、労金の合計
 出所: 貯蓄増強中央委員会『貯蓄参考統計』昭和59年版

また、個人貯蓄を形態別にみれば、郵便局の割合が非常に高いのである。とりわけ銀行のそれは、65年年末の28.6%から82年末に21.0%にまで低下した。

表6-17 形態別個人貯蓄残高(1965~82年度)

(単位:兆円、%)

	1965年度末	1970	1972	1974	1976	1978	1980	1982
預貯金	16.9 (69.0)	40.8 (68.6)	62.9 (69.4)	90.9 (69.8)	23.7 (68.5)	164.7 (68.1)	207.9 (67.5)	256.5 (62.3)
うち 銀行	7.6 (28.0)	15.6 (26.2)	28.9 (26.4)	32.5 (25.2)	43.1 (23.9)	55.2 (22.8)	66.7 (21.7)	80.0 (21.0)
相互銀行	1.7 (6.9)	3.5 (5.9)	5.3 (5.8)	7.6 (5.9)	10.3 (5.7)	13.7 (5.7)	16.6 (5.4)	19.8 (5.2)
信用金庫	2.2 (9.0)	5.4 (9.1)	8.3 (9.2)	11.7 (9.1)	15.9 (8.8)	20.4 (8.4)	25.2 (8.2)	30.1 (7.9)
信用組合	0.8 (3.3)	2.0 (3.4)	2.9 (3.2)	4.2 (3.3)	4.3 (2.4)	5.5 (2.3)	6.7 (2.2)	8.1 (2.1)
農 協	2.3 (9.4)	5.9 (9.9)	9.2 (10.1)	12.9 (10.0)	17.1 (9.5)	21.6 (8.9)	26.4 (8.6)	31.2 (8.2)
漁 協	0.1 (0.4)	0.3 (0.5)	0.4 (0.4)	0.6 (0.5)	0.8 (0.5)	1.1 (0.5)	1.3 (0.4)	1.5 (0.4)
郵便局	2.7 (11.0)	7.7 (12.9)	12.3 (13.6)	19.4 (15.1)	30.5 (16.9)	45.0 (18.6)	62.0 (20.1)	78.1 (20.5)
労働金庫	0.1 (0.4)	0.4 (0.7)	0.6 (0.7)	1.0 (0.8)	1.6 (0.9)	2.2 (0.9)	2.9 (0.9)	3.7 (1.0)
信 託	1.4 (5.7)	3.5 (5.9)	5.0 (5.5)	7.4 (5.7)	10.7 (5.9)	14.0 (5.8)	16.9 (5.5)	21.1 (5.5)
保 険	3.9 (15.9)	9.6 (16.1)	13.7 (15.1)	19.1 (14.8)	26.6 (14.7)	35.6 (14.7)	49.0 (15.9)	64.8 (17.0)
証 券	1.4 (9.8)	5.5 (9.2)	9.1 (10.0)	12.4 (9.6)	19.7 (10.9)	27.7 (11.4)	34.1 (11.1)	42.4 (11.1)
合 計	24.5 (100.0)	59.5 (100.0)	90.7 (100.0)	128.9 (100.0)	180.6 (100.0)	242.0 (100.0)	307.8 (100.0)	380.9 (100.0)

注 1. 「相互銀行」には1977年度以降個人掛金を含む。2. 「信用組合」は1975年度以降推計方法変更。3. 「郵便局」は旧外地貯金、戦災貯金等を含む。4. 「信託」は金銭信託および貸付信託の個人委託分。5. 「保険」は民間生命・長期損害保険、簡保・郵便年金および長期農協共済(生命・損害)の計、ただし、1978年度以前は長期損害保険を含まない。6. 「証券」は公社債(交付国債を除く)および投資信託(株式投信はマル優対象分)の個人保有分、ただし1975年度以降推計方法変更

出所:貯蓄増強中央委員会「貯蓄参考統計」昭和59年版。

参 考 文 献

- 経済企画庁
日本銀行統計局
大蔵省主計局
宮沢 健一
香西 泰
南 亮進
中山伊知郎 編
篠原三代平 編
小宮隆太郎 編
宮沢 健一 編
金森 久雄 編
佐和 隆光
中村 秀一
横山 泰治
労働省
中小企業診断協会
矢野 一郎 監修
畠山 編
戸原 四郎 編
宮崎 義一
馬場啓之助 編
日本銀行金融研究所
通商産業省
篠原三代平
速水 次郎
隅谷三喜男
吉富 勝
農林水産省
日本経済新聞社
- 経済白書 25年史
国民経済計算年報
経済白書 1963、1964、1965
日本経済を中心とする国際比較統計
財政統計
日本経済循環論 春秋社
高度成長の時代 日本評論社
日本の経済発展 東洋経済新報社
日本経済の発展 潮出版社
日本経済講義 東洋経済新報社
日本の産業政策 東京大学出版社
現代日本経済論 有斐閣
日本経済
高度成長 日本放送出版協会
挑戦する中小企業 岩波新書
現代産業政策と日本的労使関係 未来出版
グラフでみる労働事情
中小企業施策の手引 同文館
日本の100年 国勢社
日本の財政 東洋経済新報社
日本の社会と福祉 東京大学出版会
日本経済の構造と行動 筑摩書房
日本農業読本 東洋経済新報社
わが国の金融制度
戦後日本の貿易20年史
現代産業論 日本経済新聞社
農業経済論 岩波新書
労働経済論 筑摩書房
日本経済 東洋経済新報社
農業白書(昭和39年)
ゼミナール日本経済
昭和経済史

JICA